

第二回定例会常任委員会の審査報告

一般会計百九十二億円の緊縮予算

温泉活用型健康増進施設本体工事建設着手

十億七千万円計上

平成十七年第一回土岐市議会定例会が、三月二日から三月二十二日まで二十一日間の会期で開かれました。今定例会では、平成十七年

度予算関係十五件、「土岐市の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」、「土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」など条例関係十八件、

仮称 クアハウス曾木 完成予想図



土岐市監査委員の選任同意などその他の案件七件の市長提案四十議案について慎重な審議の結果、全ての議案を原案のとおり可決。また、平成十五年度一般会計決算及び八特別会計決算を認定。請願二件のうち「競争をしないためにも草の根の声を国に送っていただく請願」は賛成多数で不採択。「全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願」については賛成多数で継続審査となりました。

文教厚生常任委員会

民生費、教育費など審査

予算関係、条例関係など十四件を原案と可決

文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度一般会計予算」のうち、歳出の部の所管部分については、執行部から説明があり、民生費（五十億一千二百三十五万円）のうち身体障害者福祉費及び知的障害者福祉費の扶助費で「支援費制度の予算減は利用者が減っているのか」との質疑があり、「十六年度はおおよその見込みで計上してあったが、十七年度は実績による予算を計上した。サービス内容の減ではない」旨の答弁があり、保健衛生総務費では、「仮称・クアハウス曾木について、温泉水の湧出量、利用者見込み数、運営方法、利用料金は」との質疑があり、「湧

出量は日量百五トン、このうち八割をクアハウス曾木で使用。風呂の利用者見込みは年間十万人、プールは八万三千人。管理者については指定管理者制度により選定し、利用料金は管理者の収益とし市費の持ち出しはしない予定。利用料金は具体的には決まっていないが、市内の方は割引きする予定」との答弁があり、「温泉スタンドは有料か」との質疑に対し「何がしかの料金を設ける」旨の答弁がありました。

仮称 クアハウス曾木 建設予定地



教育費（三十億六千四百九十八万円）については、公民

館費で「囑託公民館主事を公募しなかった理由は」との質疑に対し、「地域に密着した主事を採用するため、地域にお任せした」との答弁があり、同じく公民館費で「土岐津公民館建設の今後は」との質疑があり、「十七年度設計委託、十八年度建設、十九年度は既存公民館の取壊しという計画で、今後地元と協議して進める」旨の答弁があり、続いて「公有財産購入費の内容は」との質疑があり、「泉小学校に隣接する土地は付帯設備の設置場所として、泉中学校の東側の土地は教員駐車場用地として、乙塚古墳と段尻巻古墳の間の土地は、公園整備予定地の中の駐車場用地としてそれぞれ購入する」旨の答弁がありました。

総額五十七億九千二百二十五万円の「平成十七年度国民健康保険特別会計予算」については「退職被保険者の保険料の大幅増の理由」「人間ドックは十分対応できるのか」などの質疑があり「退職被保険者は年々増加しており、保

険料の算定も増えている。人間ドックは昨年より百四十八人の増を計上、十分だと思つ」との答弁がありました。

総額六十億八千三百十万七千円の「平成十七年度老人保健特別会計予算」は、「国庫支出金増額の根拠」などについて、質疑答弁がありました。

総額二十九億四千三百九十一万九千円の「平成十七年度介護保険特別会計予算」については、「居宅支援サービス給付費の増の理由は」との質疑があり、「ケアハウス三十床及びグループホームの立ち上げによる」などと答弁がありました。

「平成十七年度病院事業会計予算」については、「一億七千九十三万円を計上のオーダーリングシステム導入で待ち時間は短縮されるか」との質疑があり、「患者さんによって違いもあるが短縮される」旨の答弁がありました。

「平成十六年度一般会計補正予算」のうち歳出の部、所管部分については、奨学金制度利用者数の質疑があり、「合

計五十九人である」旨の答弁がありました。

「平成十六年度老人保健特別会計補正予算」は執行部の説明のあと、それぞれ質疑答弁がありました。

「平成十六年度介護保険特別会計補正予算」は「居宅支援サービス増加」について質疑があり、「月平均百人増」との答弁がありました。

六十九歳を対象とした老人医療費の助成を廃止する「土岐市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」については「廃止せず市単で実施して欲しい」旨の反対討論と「制度ができた三十年前と状況も違いやむを得ない」との賛成討論がありました。

ウエルフェア土岐から市役所内福祉事務所へ相談室を変更する「土岐市家庭児童相談室設置条例の一部を改正する条例」は、執行部の説明のあと質疑答弁がありました。

地方税法の改正に伴う「土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、執行部の説明のあと、反対討論と賛

成討論がありました。

「土岐市国民健康保険高額療養費貸付基金条例」については、執行部から説明があり「貸付対象者を保険料の滞納をしていないこととしているが」との質疑があり「貸付けに際し、保険料を滞納していないことを前提とするのは当然である」旨の答弁がありました。

中学生以下の児童生徒の入館料を無料にする「土岐市歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から説明があり、美濃陶磁歴史館の入館者数についての質疑がありました。

総合病院に係る「損害賠償の額を定めることについて」は、執行部から説明のあと、「賠償金額の根拠は」との質疑があり「治療費、休業補償、付き添い等看護を総合的にみた慰謝料等である」旨の答弁がありました。

「審査結果」平成十七年度土岐市一般会計予算中歳出の

部所管部分（賛成多数・原案可決）平成十七年度土岐市国民健康保険特別会計予算

（賛成多数・原案可決）平成十七年度土岐市老人保健特別会計予算（全会一致・原案可決）平成十七年度土岐市病院事業会計予算（全会一致・原案可決）

平成十六年度土岐市一般会計補正予算（第五号）中歳出の部所管部分（全会一致・原案可決）平成十六年度土岐市老人保健特別会計補正予算（第二号）（全会一致・原案可決）平成十六年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第三号）（全会一致・原案可決）土岐市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（賛成多数・原案可決）土岐市家庭児童相談室設置条例の一部改正（全会一致・原案可決）土岐市国民健康保険条例の一部改正（賛成多数・原案可決）土岐市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（全会一致・

原案可決）土岐市歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部改正（全会一致・原案可決）損害賠償の額を定めることについて（全会一致・原案可決）

建設経済常任委員会
アウトレット内土岐コミュニケーションセンター
運営予算など審査



土岐コミュニケーションセンター

建設経済常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般会計予算中歳出の部所管部分について」は、執行部の説明のあと、環境衛生費では、水

質等の検査費用について質疑があり、水質等の検査は、県の所管事業であるので、予算計上はしていない。しかし、科学物質などの特定検査はできないが、水質については、浄化センターでの検査で対応していきたい旨の答弁がありました。商工振興費では、美濃焼産業観光振興補助金、産業観光支援事業補助金の対象事業について質疑があり、美濃焼産業観光振興補助金は、TOKI陶器まつり、美濃焼まつり、どんぶりまつりなどお祭りに対する補助金であり、産業観光支援事業補助金は、各まちづくり委員会に対する補助金である旨の答弁がありました。美濃陶芸村費では、美濃陶芸村管理委託料の委託内容について質疑があり、美濃焼伝統産業会館及び志野の里公園などの管理運営である旨の答弁がありました。農地費の工事請負費では、農業者の負担割合について質疑があり、市単の場合、二十％である旨の答弁がありました。林業振興費では、森林整備地域活動支援補助金の対象について質疑があり、鶴里生産森林組合、久尻生産森林組合、岐阜県森林公社である旨の答弁がありました。土木費の道路新設改良費では、大洞東線の工事概要について質疑があり、道路延長百四十三メートル、幅員七メートルである旨の答弁がありました。

「平成十七年度土岐市曾木地区市有林管理特別会計予算について」は、執行部の説明のあと、管理委員会の人数及び活動内容について質疑があり、委員数は十二名であり、計画書の作成、現地調査などを行っている旨の答弁がありました。

「平成十七年度土岐市下水道事業特別会計予算について」は、執行部の説明のあと、地方債の償還方法の償還期限及び償還期間について質疑があり、償還期限は二十年以内、据置期間は三年である旨の答弁がありました。

「平成十七年度土岐市交通災害共済特別会計予算について」は、執行部の説明のあと、加入者、加入率の低下について質疑があり、広報誌等でさらに加入促進のPRを行っていく旨の答弁がありました。

「平成十七年度土岐市自動車駐車場事業特別会計予算について」は、執行部の説明のあと、駅前、駅西駐車場について、自動化して二十四時間利用できるかとの質疑があり、駐車場の有効利用について、関係部署と検討する旨の答弁がありました。

「平成十七年度土岐市農業集落排水事業特別会計予算について」は、原案のとおり全会一致で可決しました。

「平成十七年度土岐市水道事業会計予算について」は、執行部の説明のあと、業務予定量について、給水件数一・六％増、年間給水量〇・一％増の算出基準について質疑があり、平年の量を基本ベースとして算出し、今回プレミアム・アウトレット関係分を上積みして計上している旨の答弁がありました。

「平成十六年度土岐市下水道事業特別会計補正予算について」は、下水道事業資金貸付金を一括償還するもので、執行部の説明のあと、原案のとおり全会一致で可決しました。

「土岐市小口融資条例の一部を改正する条例について」は、貸付金の原資の預託方法を改めるもので、執行部の説明のあと、原案のとおり全会一致で可決しました。

「土岐市美濃焼伝統産業会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、小学校の児童及び生徒並びにこれらに準ずる者に係る入館料を無料にするもので、執行部の説明のあと、福祉施設に入所等している子供は適用されるかとの質疑があり、「これらに準ずる者」に適用するとの答弁がありました。

「土岐市都市公園条例の一部を改正する条例について」は、工作物等の保管の手続等を規定するもので、執行部の説明のあと、この条例改正によりどのようなメリットがあるかとの質疑があり、従来、放置車両等の処理に相当な期間が必要であったが、その期間を定めて速やかに対応しようとする旨の答弁がありました。

「土岐都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」は、下水道事業受益者負担金徴収事務の効率化を図るもので、執行部の説明のあと、原案のとおり全会一致で可決しました。

十七請願第二号「全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願について」は、現在、国において検査基準を審議しているところであるので、食品安全委員会の動向を見極めないと結論は難しいという意見が多く、賛成多数で継続審査となりました。

「審査結果」平成十七年度土岐市一般会計予算中歳出の部所管部分へ全会一致・原案可決。平成十七年度土岐市曾木地区市有林管理特別会計予算へ全会一致・原案可決。平成十七年度土岐市

下水道事業特別会計予算へ全会一致・原案可決」平成十七年度土岐市交通災害共済特別会計予算へ全会一致・原案可決」平成十七年度土岐市自動車駐車場事業特別会計予算へ全会一致・原案可決」平成十七年度土岐市農業集落排水事業特別会計予算へ全会一致・原案可決」

平成十七年度土岐市水道事業会計予算へ全会一致・原案可決」平成十六年度土岐市下水道事業特別会計補正予算(第二号)へ全会一致・原案可決」土岐市小口融資条例の一部改正へ全会一致・原案可決」土岐市美濃焼伝統産業会館設置及び管理に関する条例の一部改正へ全会一致・原案可決」土岐市都市公園条例の一部改正へ全会一致・原案可決」土岐市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正へ全会一致・原案可決」全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願についてへ賛成多数・継続審査」

企画総務常任委員会

一般会計予算八年ぶりに一、二百億円を割り込む
新年度予算、条例の制定、改正など審査



住宅用防災警報機器

企画総務常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十七年度土岐市一般会計予算の歳入の部、歳出の部所管部分などについては、歳入で健康増進施設整備事業に電源立地交付金ほどのような使われ方をするのか、起債償還に充てられるのかの質疑に対して、健康増進施設整備事業には、平成十四年度から三ヶ年分を申請している。起債償還には充てられない旨の

答弁があり、続いて、電源立地交付金の使途方針の質疑には、執行部から今後ソフト、ハード両面施策に有効に充当するよう検討をしながら、使いたい旨の答弁がありました。

歳出では、企画費の夢実現化事業の昨年度実績に対する質疑があり、だち窯やまつり、花時計花壇散水栓設置、いきいきさらさら事業で総額百八十一万七千円である旨の答弁、地籍調査費の国、県、市の負担割合と進捗率の質疑に対しては、執行部から国二分の一、県四分の一、市四分の一の割合で、市の負担の八十％は特別交付金を予定している旨の答弁、また、進捗は今年度八・七五平方キロで四十一・一％の進捗状況である旨の答弁でした。生垣補助金の内容の質疑には、現在のブロック塀、石垣の撤去には一米ートル五千円、新規の生垣設置一米ートル二千円、限度額十万円である旨の答弁がありました。

「土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に

関する条例について」は、地方自治法の規定に基づき、市の設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関して必要な事項を定めるため、条例制定をするもの。市の総ての施設に適用されるのかの質疑に対して、執行部から現在管理委託をしている施設、直営施設、新規施設の三つに分類し、今後、個別的施設毎に設置管理条例として議会へ提案する旨の答弁。また、指定管理者選定委員は何名を考えているのかの質疑に対しては、委員数は七名、専門的知識を有した学識経験者、施設利用者の代表者を市長が選任する旨の答弁がありました。

「土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、職業と家庭生活の両立支援を推進するために制度導入等の条例を定めるもの。執行部の説明のあと、遅出、早出の時間はどうのように選択するのかの質疑に対して、午前七時から午後十時までの時間で五段

階を考えている旨の答弁がありました。

「土岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、実施機関の職員、受託事務の従事者等に対する罰則規定を設けるために条例を一部改正するもの。この条例から議員をはずした議論についての質疑があり、執行部から議員活動と職員が携わる場合とは根本的な違いがあり、議員をここに含むと議員活動に阻害をきたすなどが審議会の意見であった旨の答弁がありました。

「土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について」は、消防法の一部改正に伴い条例を一部改正するもの。住宅用防火警報機器を設置する義務付けで猶予期間はあるかとの質疑に対して、執行部から新築家は平成十八年六月一日の施行、既設家は平成二十三年五月三十一日まで猶予するものである旨の答弁がありました。

以上付託された案件は、いずれも全会一致若しくは賛成

多数で原案のとおり可決成立しました。

請願の「戦争をしないためにも草の根の声を国に送っていただく請願について」は、紹介議員の説明のあと審議に入り、治安維持法の犠牲者が土岐市民にみえれば採択してはどうかとの発言、戦争放棄には賛成であるが、戦争の犠牲者は多々あり、治安維持法だけを取り上げることは反対であるとの発言などがあり、意見終了後討論に入り、治安維持法の犠牲を起さなためにも採択をとの討論があり、戦争に賛成するものではなく、尊い命をかけて反対された方には尊敬するが、戦争の犠牲者すべての方に手を差しのげるものであればよいが、この請願では採択できないとの討論があり、採決の結果、本件は採択に対する賛成少数により不採択になりました。

「審査結果」 平成十七年度 土岐市一般会計予算中歳入の部全部・歳出の部所管部分・

その他所管部分へ賛成多数・原案可決》 平成十六年度 土岐市一般会計補正予算（第五号）中歳入の部全部・歳出の部所管部分・その他所管部分へ賛成多数・原案可決》

土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例へ全会一致・原案可決》 土岐市一般職の任期付職員採用等に関する条例へ全会一致・原案可決》 土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例へ全会一致・原案可決》 土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正へ全会一致・原案可決》 土岐市積立基金条例の一部改正へ賛成多数・原案可決》 土岐市個人情報保護条例の一部改正へ全会一致・原案可決》 土岐市土岐市税条例の一部改正へ全会一致・原案可決》 土岐市市手数料徴収条例の一部改正へ全会一致・原案可決》 土岐市土岐市火災予防条例の一部改正へ全会一致・原案可決》 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更へ全会一致・

原案可決》 岐阜県市町村会館組合規約の変更へ全会一致・原案可決》 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減へ全会一致・原案可決》 戦争をしないためにも草の根の声を国に送っていただく請願へ不採択》

原案可決》 岐阜県市町村会館組合規約の変更へ全会一致・原案可決》 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減へ全会一致・原案可決》 戦争をしないためにも草の根の声を国に送っていただく請願へ不採択》

平成十五年度一般会計・特別会計決算の認定

平成十六年第六回定例会において、平成十五年度一般会計及び特別会計決算の審査を付託されました決算特別委員会を二月七日・八日の両日にわたり開催し、慎重審議をいたしました。主な審査内容は次のとおりです。

一般会計決算では、歳入の部で基準財政需要額と基準財政収入額の金額及び財政力がやや上昇してきたことに対して質疑があり、基準財政需要額は九十九億七千四百五十七万二千元、基準財政収入額は五十七億八百五十万一千円であり、前年度と比較して収入

額、需要額ともに減少した。また、財政力指数は〇・〇〇六ポイント上昇しているが、好転したとはとらえていない旨の答弁がありました。続いて、個人市民税の現年課税分が七・七％減となった原因について質疑があり、納税義務者の減と対前年度所得が減少したためであるとの答弁がありました。続いて、人件費の減について質疑があり、人事院勧告、職員十名及び議員二名が削減された旨の答弁がありました。

歳出の部では、学園都市線整備事業費の総額及び平成十五年の事業費について質疑があり、総額十三億四千三百万円、平成十五年事業費は、約三億一千六百七十七万六千円である旨の答弁がありました。続いて、農業者年金の内容及び財源について質疑があり、年間六十日以上農業に従事し、国民年金に加入している者であり、財源は本人の掛け金と国からの補助金である旨の答弁がありました。続いて、生ゴミ堆肥化促進補助金

の利用が減少しているが、PRの方法について質疑があり、広報誌等でPRしているとの答弁があり、討論のあと採決の結果、賛成多数で認定しました。

曾木地区市有林管理特別会計決算では、諸費五十万円について、帳簿等の審査をどの程度行ったのかとの質疑があり、収支決算書の金額、内容等精査した旨の答弁がありました。

下水道事業特別会計決算では、水洗化率について質疑があり、水洗化率は七十七・六％である旨の答弁がありました。交通災害共済特別会計決算では、加入者の減少傾向について質疑があり、昨年より約千人減っているが、PRに努め加入率向上を目指し推進していく旨の答弁がありました。

国民健康保険特別会計決算では、法改正に伴う前期高齢者の受け入れの影響について質疑があり、保険給付費は対前年比十五・七％の増、老人

保健拠出金は対前年比六・四％の減であり、前年度と比べ逆の傾向がでており、影響は大きいとの答弁がありました。

自動車駐車場事業特別会計決算では、駐車場管理の委託先の選定方法について質疑があり、入札により決定している旨の答弁がありました。

老人保健特別会計決算では、前期高齢者の医療費総額における減額の影響について質疑があり、年齢を七十五歳に引き上げ、重度老人を除く新規受給者が年間約三百人減との予測がされる旨の答弁がありました。

介護保険特別会計決算では、施設利用の待機者及び施設増床について質疑があり、約二百人の待機者があり、平成十七年度に第三次事業計画を策定し、施設、居宅系のサービス需要を把握し、進めていきたい旨の答弁がありました。

農業集落排水事業特別会計決算では、国、市等の負担割合について質疑があり、国が

五十％、市が四十五％、地元が五％である旨の答弁がありました。

〔審査結果〕 平成十五年度

土岐市一般会計決算の認定

〈賛成多数・原案認定〉

平成十五年度土岐市曾木地区

市有林管理特別会計決算の認定

〈全会一致・原案認定〉

平成十五年度土岐市下水道

事業特別会計決算の認定

〈全会一致・原案認定〉

平成十五年度土岐市交通災害共済

特別会計決算の認定

〈全会一致・原案認定〉

平成十五年度土岐市国民健康保険特別

会計決算の認定

〈全会一致・原案認定〉

平成十五年度土岐市自動車駐車場事業特別

会計決算の認定

〈全会一致・原案認定〉

平成十五年度土岐市老人保健特別会計決算

の認定

〈全会一致・原案認定〉

平成十五年度土岐市介護保険特別会計決算の認定

〈全会一致・原案認定〉

平成十五年度土岐市農業集落

排水事業特別会計決算の認定

〈全会一致・原案認定〉

行政視察報告

研究学園都市対策特別委員会

視察期間

平成十七年二月二日から

二月三日まで

視察先と視察事項

播磨科学公園都市

先端科学技術支援センタ

・ Spring 8、オク

トピア

視察概要

播磨科学公園都市は、西播

磨テクノポリスの拠点都市と

して、一九八六年に着工。以

来、二千ヘクタールに

も及ぶ豊かな自然に恵

まれた西播磨の丘陵地

を舞台に大型放射光施

設（Spring 8）

や中型放射光施設（ニ

ュースバル）の稼動、

姫路工業大学理学部

や、はりまコンピュー

タ・カレッジ、県立先

端科学技術支援センタ

ーを設置し、戸建住宅

地の分譲など着々と整

備が進んでいます。

人と自然と科学が調

和する高次元機能都市

関西文化学術研究都市

・ 関西文化学術研究都市事

業本部

・ けいはんなプラザ、私の

しごと館

をトータルコンセプトに、学術研究機能と優れた先端技術産業、そして快適な住環境、余暇・文化など、産・学・

住・遊の各機能を総合的に備

え、人が緑が、暮らしが輝く

21世紀の科学技術の発展を支

える国際的な都市の形成を目

指し、兵庫県の基幹プロジェ

クトとして整備が進められて

ありました。

関西文化学術研究都市で

は、事業本部で全体像の説明

後、私のしごと館の視察をし

ました。雇用・能力開発機構

により、若い人たちに早い時

期から職業に親しみ、自らの

職業生活を設計し、将来にわ

たつて充実した職業生活を過

ごすことができる様、さまざま

な職業に関する体験の機会

や情報を提供するとともに、

必要な相談、援助等を行う。

画一的な展示だけではなく、

利用者それぞれの興味、関心

ニーズに応じた柔軟なサービ

スを提供する。

見るだけでなく、体験し参

加型の大変すばらしい施設で

ありました。



都市再生機構